

第45回



婦人週間

——性にとらわれず

いきいきと暮らせる時代を築こう——

主催 労働省

生き方

ブリースタイル
男も女も

性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう

第45回婦人週間 1993年4月10日～16日

労働省婦人局

生き方 フリースタイル 男も女も

—第45回婦人週間（平成5年4月10日～16日）—

主唱 労働省

我が国の女性が初めて参政権を行使したのは、昭和21年4月10日の衆議院議員総選挙でした。労働省では、この日を記念して昭和24年以来、4月10日に始まる1週間を婦人週間と定め、婦人の地位向上のための広報、啓発活動を全国的に実施しています。

「国連婦人の十年」（1976～1985年）以降、婦人の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、職場や家庭、地域には、「男だから…」、「女だから…」というように、性にとらわれた場面がまだまだ多く、真の男女平等を達成するためには、男女各人及び社会一般が意識的に努力をしていく必要があります。

そこで、第45回婦人週間は、「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」をテーマに、「生き方 フリースタイル 男も女も」をキャッチフレーズとして諸活動を展開します。

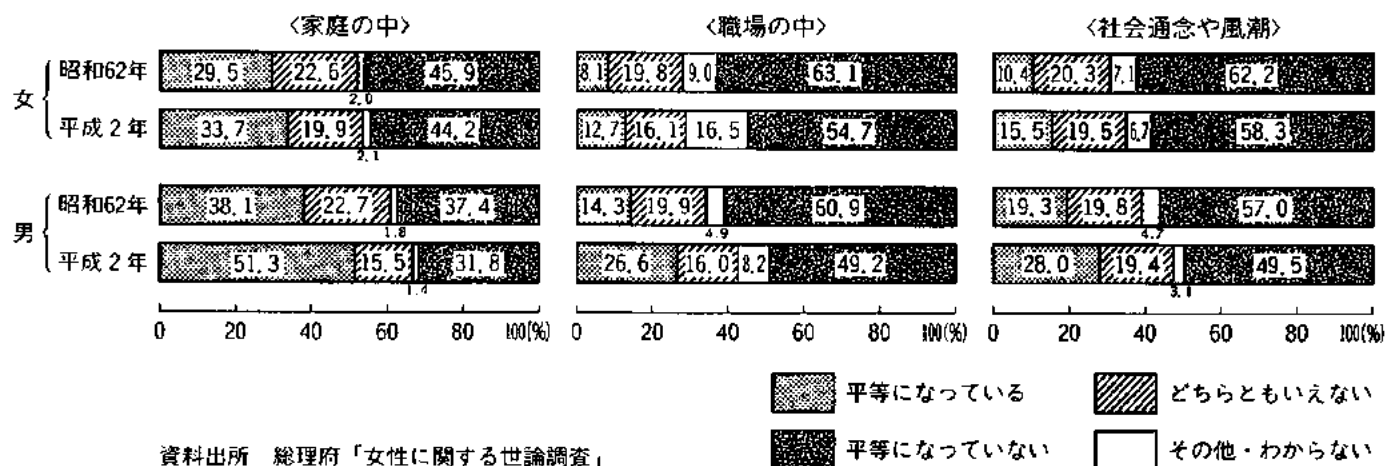
男性、女性という性別の枠にとらわれなくて、各人がその個性を発揮しながらいきいきと暮らすことのできる社会の実現のためには、女性だけではなく、男性もともに努力することが不可欠です。

21世紀に向けて、各人が自分の価値観にもとづいて自由に生き方を選択できるような社会を私達の手で築いていきましょう。

1. 男女平等に関する意識

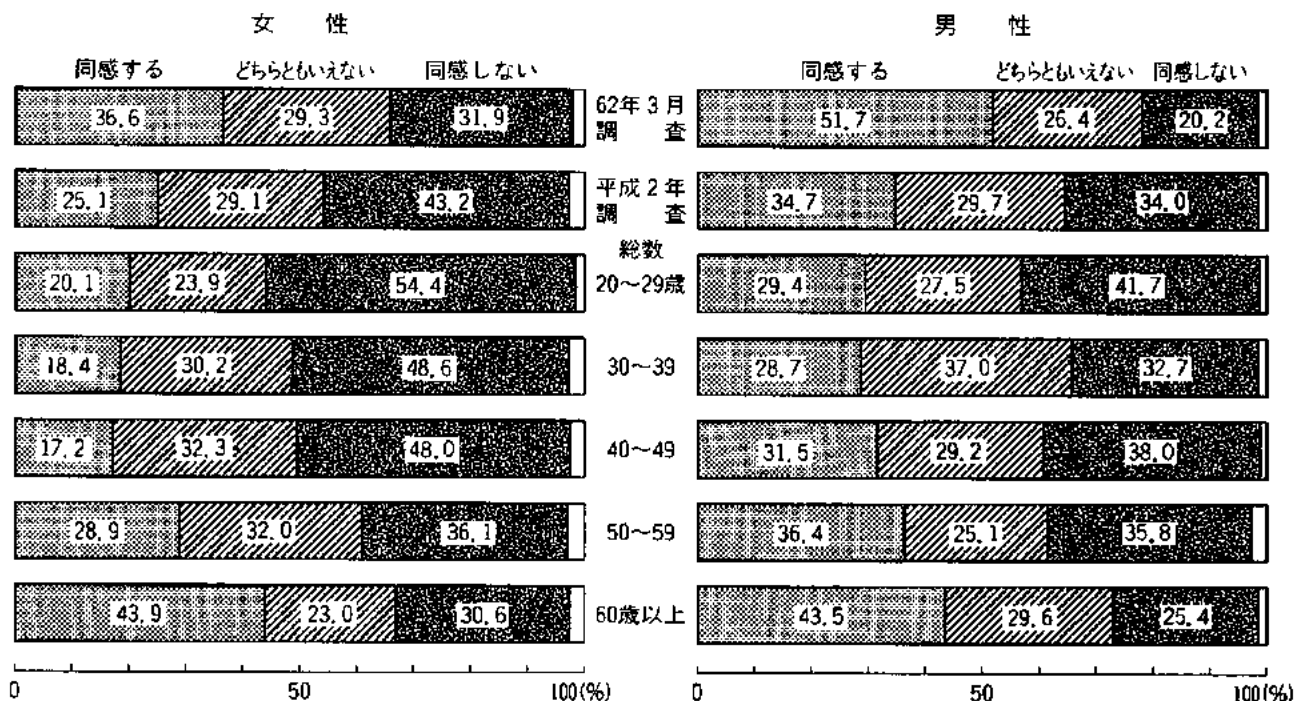
いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「平等になっていない」と感じている人がまだ多いようです。

男女の地位は平等か



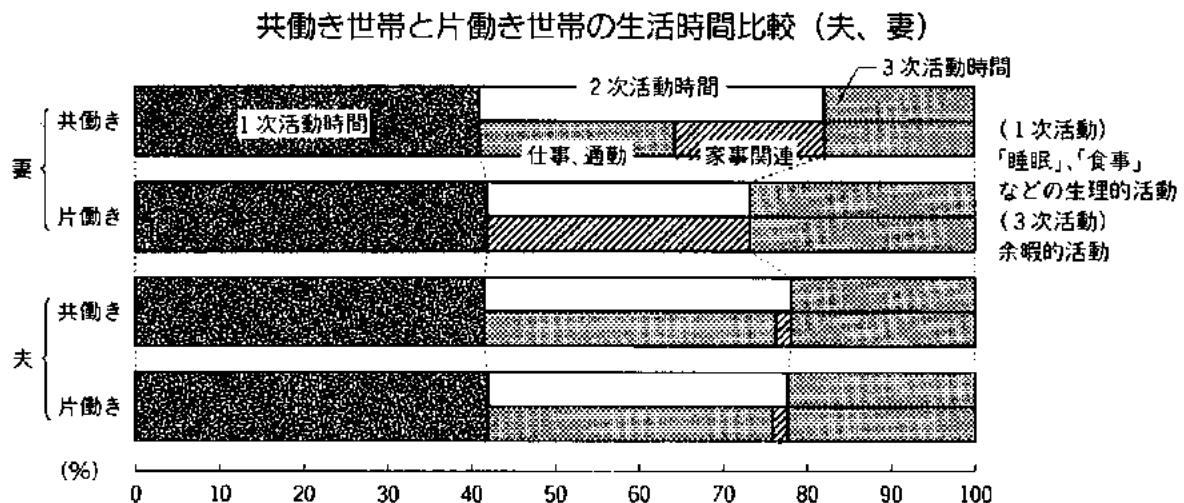
若い世代では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない人が多くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



2. 女と男の暮らし

共働き世帯と片働き世帯（夫のみ有業）の夫と妻について、1日の家事関連時間を比較すると、共働きの妻（4時間17分）といわゆる専業主婦（7時間19分）では大きな差があるのに対し、夫の場合は、共働きの夫が24分、片働きの夫が19分と、両者の間にあまり差がなく、女性のほうの負担が重くなっています。



男性の家事関連時間は女性に比べると依然として短いものの、増加傾向にあり、日曜日での増加が著しくなっています。

平日及び日曜日の男女別生活時間の配分

上段は平日、()内は日曜日（時間、分）

行動の種類	男			女		
	昭和56年	昭和61年	平成3年	昭和56年	昭和61年	平成3年
1次活動	10.35 (11.28)	10.11 (11.12)	10.08 (11.14)	10.38 (11.18)	10.22 (11.11)	10.21 (11.13)
睡眠	8.00 (8.42)	7.48 (8.37)	7.41 (8.35)	7.44 (8.15)	7.33 (8.13)	7.27 (8.10)
2次活動	8.32 (4.03)	8.36 (3.36)	8.35 (3.25)	8.24 (6.08)	8.20 (5.51)	8.18 (5.34)
仕事	6.45 (3.00)	6.45 (2.29)	6.40 (2.12)	3.29 (1.48)	3.22 (1.25)	3.25 (1.17)
家事関連活動	0.10 (0.33)	0.13 (0.40)	0.17 (0.50)	3.58 (4.01)	3.56 (4.09)	3.49 (4.02)
3次活動	4.53 (8.29)	5.13 (9.12)	5.18 (9.21)	4.58 (6.34)	5.18 (6.58)	5.21 (7.13)
積極的余暇活動	0.49 (2.20)	0.49 (2.10)	0.55 (2.16)	0.42 (1.23)	0.43 (1.12)	0.48 (1.21)
在宅型余暇活動	3.21 (4.27)	3.25 (5.02)	3.27 (5.11)	3.30 (3.44)	3.31 (4.00)	3.33 (4.09)

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」

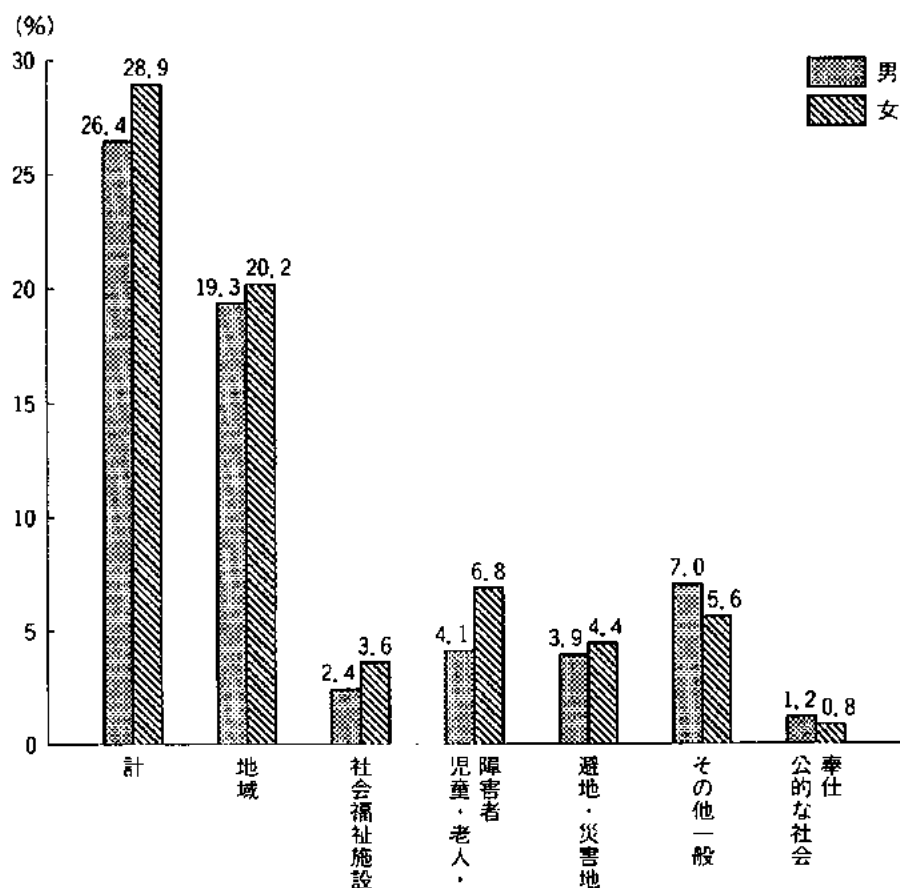
注）1 「家事関連活動」は、「家事」、「育児」、「介護・看護」及び「買い物」の合計。

2 「積極的余暇活動」は、「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」及び「社会的活動」の合計。

3 「在宅型余暇活動」は、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」及び「休養・くつろぎ」の合計。

社会奉仕活動の行動者率を男女別にみると、男性は26.4%、女性は28.9%と女性のほうがやや高くなっています。

社会奉仕活動の種類別行動者率



資料出所：総務庁「社会生活基本調査」(平成3年)

(注) 行動者率 = 行動者数 ÷ 15歳以上人口 × 100

ひとこと
インタビュー



経済評論家

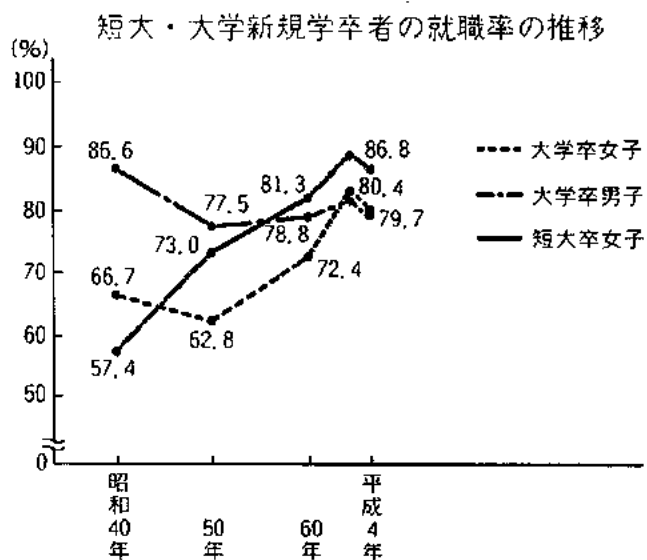
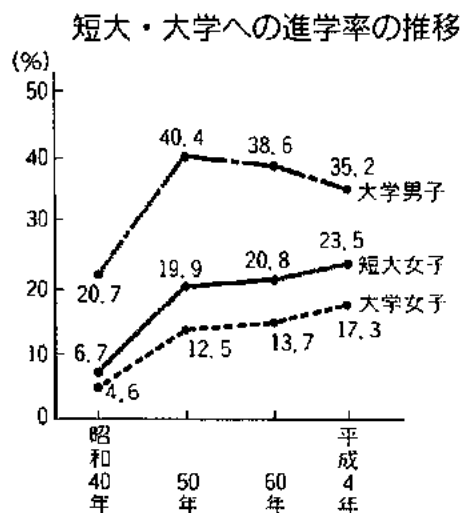
男女がいきいき暮らせる社会作り懇話会座長 高原 須美子

今、一番求められているのは、一男女が性にとらわれず、いきいきと暮らせる社会—女性の職場進出と社会参加、それに対する男性の家庭参加と地域進出という形での相互乗り入れによる男女共同参画の社会ではないでしょうか。

役割分担が昔話になるように、といっても男女が同一になるのではなく、男も女もそれぞれの特性を活かしながら、自由な生き方を認め合えるような21世紀をめざしたいですね。

3. 就学・就職の状況

女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。また、平成4年の大学卒女子の就職率は、80.4%で、昨年に続いて女子が男子（79.7%）を上回りました。



資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率＝

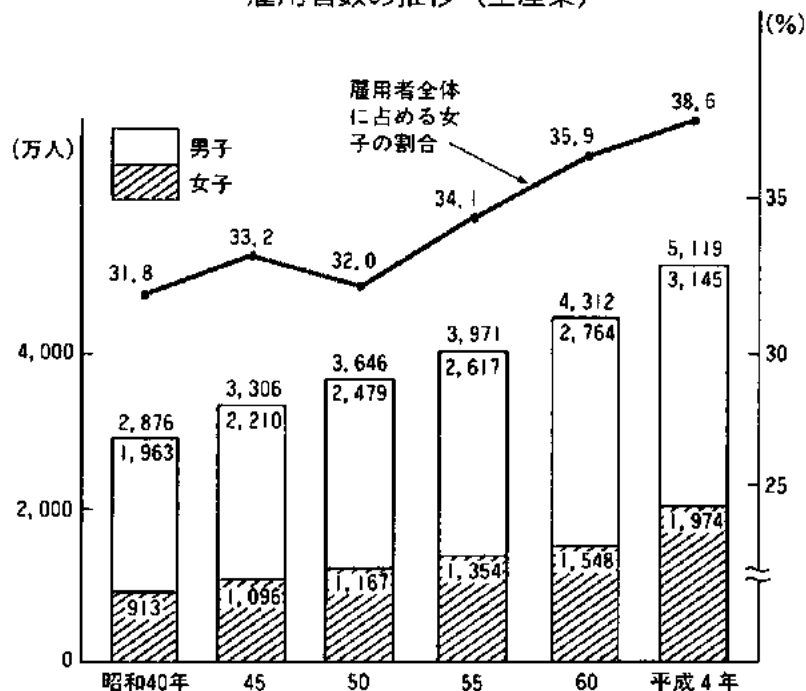
$$\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 就職率＝ $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生数}} \times 100$

平成4年の女子雇用者数は1,974万人で、雇用者全体に占める女子の割合は38.6%となっています。

雇用者数の推移（全産業）



資料出所 総務庁「労働力調査」

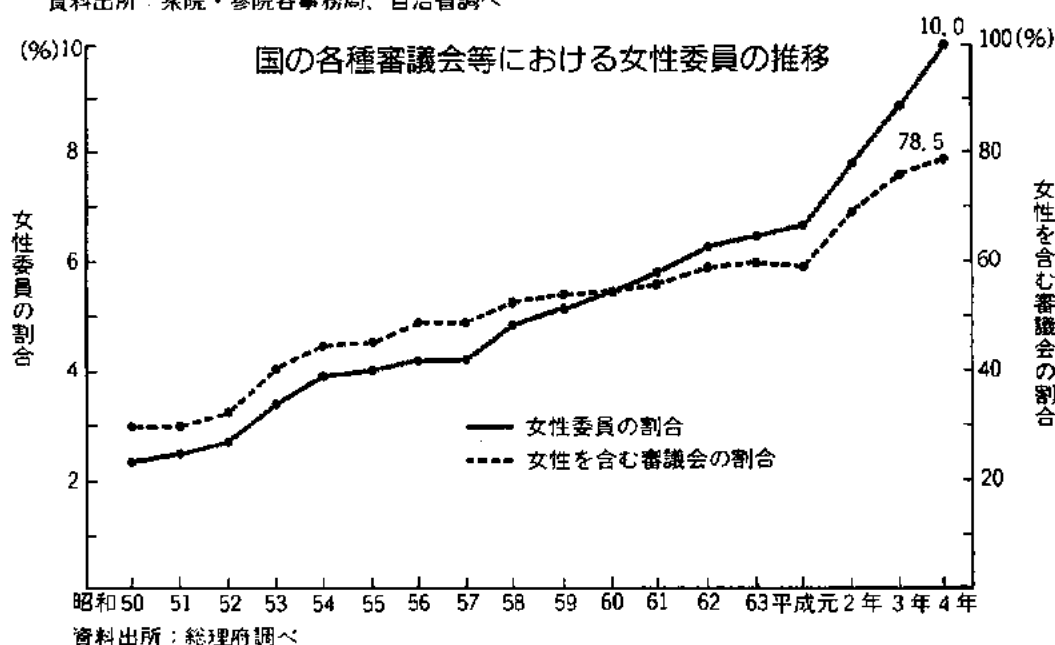
4. 政策決定への参加

国会や地方議会議員、各種審議会等に占める女性の割合は、まだ少ないものの、着実に増加しています。

議員中の女性の状況

区 分	平成4年11月現在			昭和61年7月現在	昭和50年10月現在
	総 数	うち 女性	女性の割合	女性の割合	女性の割合
国 会 議 員	749人	49人	6.5%	3.8%	3.4%
衆 議 院	497	12	2.4	1.4	1.5
参 議 院	252	37	14.7	8.8	7.2
平成3年12月現在					
地方議会議員	65,789人	2,102人	3.2%	1.6%	0.9%
都道府県議会	2,921	82	2.8	1.3	1.1
市・区議会	20,340	1,203	5.9	3.2	2.0
町 村 議 会	42,528	817	1.9	0.9	0.5

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省調べ



ひとことインタビュー

なんと新鮮なひびきに満ちた「テーマ」と「キャッチフレーズ」だろうと、ここ五年間、私は感嘆の声をあげ続けていました。

戦後、人が人間として生きることを可能にする新しい法律を手にして、性の区別なく老いも若きも、新しい日本を築くのだと目を輝かせて懸命に生きた時代。そこには、ほんとうの進歩があったと思います。

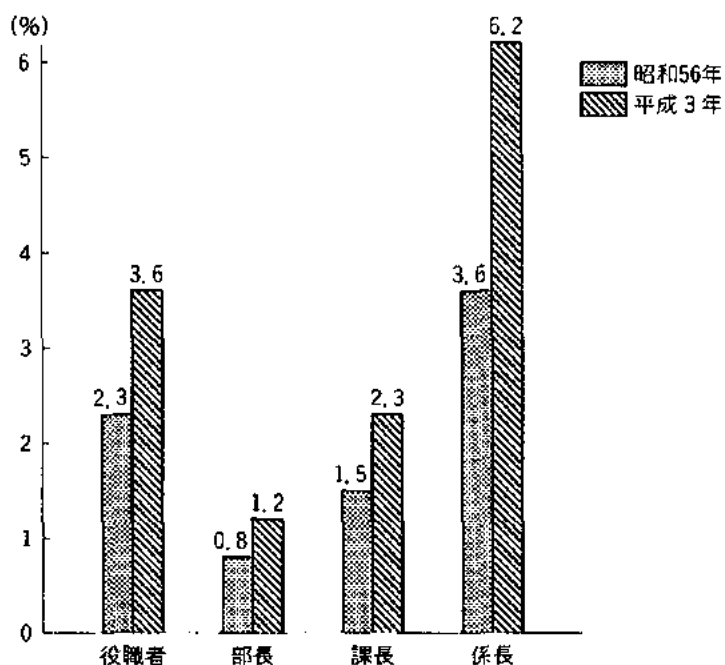
いま、厳しい情勢のなかで、新しい日本の創り直しが迫られています。一人ひとりが、主体的に心豊かに生きることを追及する姿勢をもって歩き続けることから、それは実現するのではないのでしょうか。



弁護士
日本YWCA理事長
渡辺 道子

企業規模100人以上の企業における役職者総数に占める女子の割合は低いものの、10年前に比べてどの職階でも増加しています。

職階別役職者に占める女子の割合（企業規模100人以上）

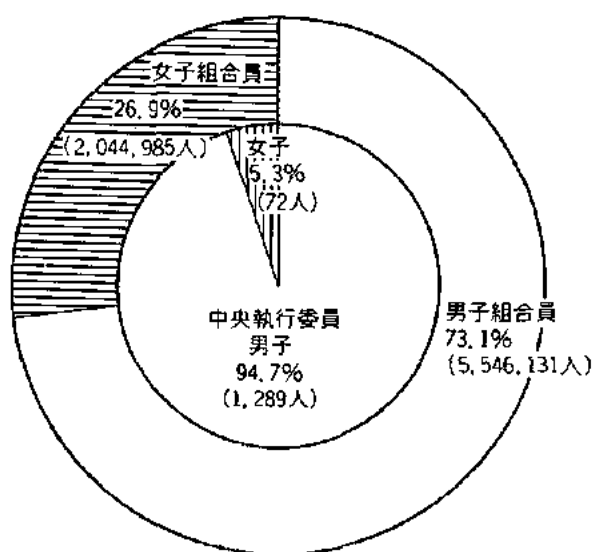


資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 役職者は部長、課長、係長の合計であり、その他の職階は含まない。

労働組合員に占める女子の割合は26.9%で、一方、労働組合役員の中に占める女子の割合は5.3%と低い水準です。

労働組合役員の中に占める女子の割合



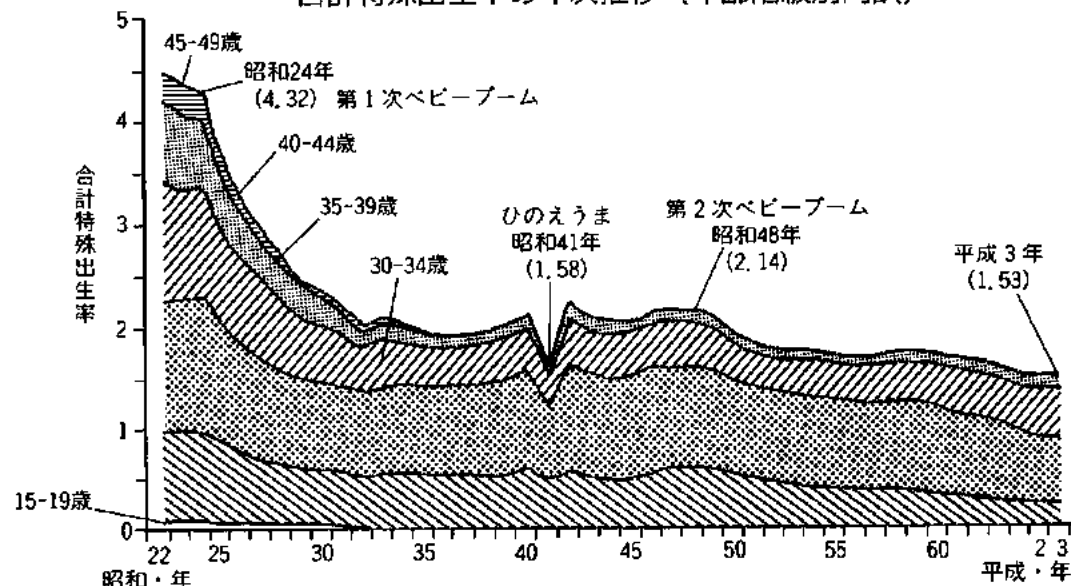
資料出所：日本労働組合総連合会

「構成組織・地方連合会女性活動調査報告」(平成4年)

5. 女性をとりまく環境の変化

女性の結婚年齢の上昇により、子供を産む平均年齢はより高年齢に移行しています。また、1人の女性が産む子供の数が減少し、1.53人となっています。人口の高齢化が急速に進む中で、介護の問題が深刻になってきています。

合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）



資料出所：厚生省「人口動態統計」

(注) 合計特殊出生率

= 1人の女性が生涯に出産する子供の数

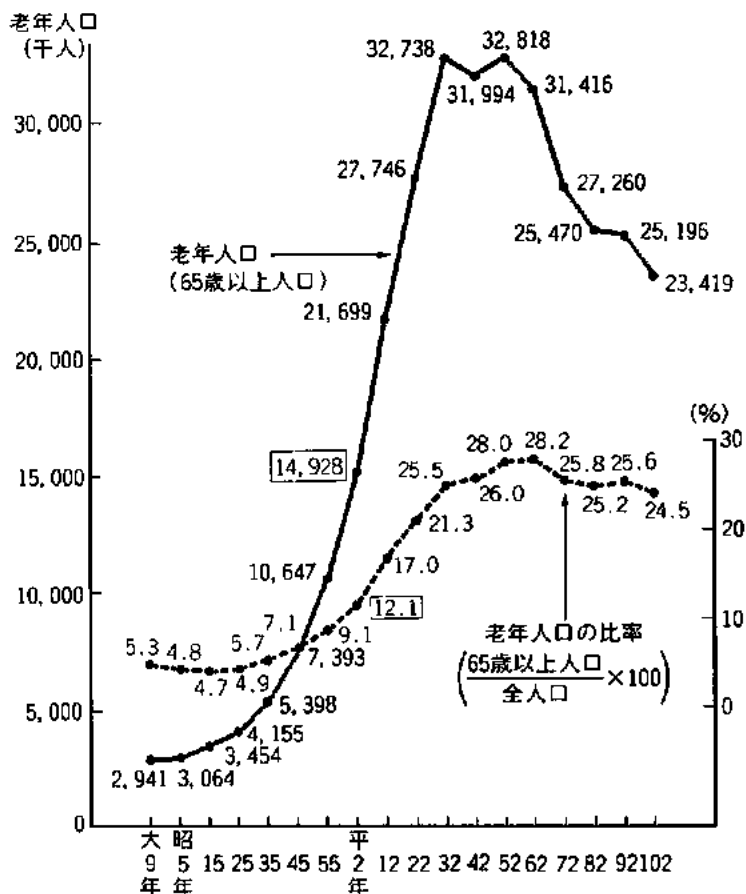
平均婚姻年齢の年次推移

年次	全 婚 姻		初 婚	
	夫	妻	夫	妻
昭和45年	27.6歳	24.6歳	26.9歳	24.2歳
50年	27.8	25.2	27.0	24.7
60年	29.3	26.4	28.2	25.5
平成3年	29.6	26.9	28.4	25.9

資料出所：厚生省「人口動態統計」

(注) 各届出年に同居し届けを出したもの

(老年人口及び老年人口の比率の推移)



1920'30'40'50'60'70'80'90'2,000'10'20'30'40'50'60'70'80'90

資料出所：平成元年までは総務庁統計局「国勢調査」及び「推計人口」、平成2年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成4年9月推計）の中位推計値

6. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピック
第 1 回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選
第 2 回 (25年)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第 3 回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第 4 回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(27)・都道府県に婦人少年室設置（地方職員室の改組）
第 5 回 (28年)	婦人の自主性の確立	
第 6 回 (29年)	婦人の実力の涵養	
第 7 回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 －個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として－	
第 8 回 (31年)	婦人の力を役立たせる －とくに明るい家庭の建設のために－	(31)・売春防止法公布（32年一部施行、33年全面施行）
第 9 回 (32年)	婦人の力を役立たせる －とくに近代的な人間関係の確立のために－	(32)・国連婦人の地位委員会に日本初当選（代表 谷野 せつ婦人少年局長）
第 10 回 (33年)	婦人の力を役立たせる －正しい協同活動をとおして－	
第 11 回 (34年)	婦人の自主性の確立 －とくに集団との関係において－	
第 12 回 (35年)	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 (36年)	次の世代の成長に貢献する －とくに社会のよき一員としての人格形成に－	
第 14 回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、 新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を 築くよう努力する	
第 16 回 (39年)	現代社会における家庭の役わり －産業化と家庭の問題－	
第 17 回 (40年)	わたくしたちの文化 －その現状とあすへの課題－	
第 18 回 (41年)	今日における婦人の役わり －進展する社会のなかで－	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、 無効判決（東京地裁）
第 19 回 (42年)	婦人の能力を生かす	(42)・ILO 100 号条約（同一価値労働、男女労働者同 一報酬）を批准 ・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
第 20 回 (43年)	婦人の能力を生かす －社会のよき一員として－	
第 21 回 (44年)	婦人の能力を生かす －自主的な生活設計をもって－	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決（東京地裁）
第 22 回 (45年)	婦人の能力を生かす －社会参加と家庭責任－	
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 －婦人参政25周年にあたって－	
第 24 回 (47年)	婦人の地位 －その現状と課題－	(47)・勤労婦人福祉法施行
第 25 回 (48年)	日本を考える －これからの社会と女性の役わり－	
第 26 回 (49年)	日本を考える －これからの社会と女性の役わり－ 「物と心」	(49)・婦人の逸失利益に関する判決（最高裁）

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第 27 回 (昭和50年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭和50)・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行)
第 28 回 (51年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる ー「婦人の十年」のはじめにあたってー	(51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 29 回 (52年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第 30 回 (53年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 31 回 (54年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 32 回 (55年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる ー「婦人の十年」の中間年にあたってー	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ー家庭で 職場で 地域社会でー	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者と特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ー明日を築く役割と責任ー	(57)・男女平等問題専門家会議 労働大臣に「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ー婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざしてー	(59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ー平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けてー	(60)・父系血統主義から父母両血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ー「国連婦人の十年」最終年にあたってー	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう ー男女機会均等法の施行を契機にー	(62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女だからできないことって ありますか」	(63)・労働基準法の一部を改正する法律施行
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を超える」	(平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 ①独身寮の貸与における男女の差別的取扱いの禁止(均等則関係) ②女子の深夜業の禁止の例外となる業務の追加
第 41 回 (平成元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	(3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	(4)・育児休業法施行
第 43 回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	
第 44 回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	
第 45 回 (5年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「生き方 フリースタイル 男も女も」	

